

至元八年九月二十五日付趙良弼書状について

朱雀信城

はじめに

趙良弼は、蒙古襲来に先立ち蒙古から日本に派遣された使者の一人で、文永八（一二七一）年九月と同九年五月の二度來日した人物である。いずれの時も、日本からの返牒を求めたのであるが、はかばかしい成果を得ることができず、ついに、文永十一年十月の文永の役を迎えることとなつた。

この元使趙良弼が至元八年＝文永八年に記した書状⁽²⁾が京都の東福寺に残されている。『太宰府市史中世資料編』（太宰府市、二〇〇二年）にも収録され、翻刻に加えて読み下し、注釈、解説が付されている。⁽³⁾

この文書に記される内容については、古くは池内宏氏が「從來、度々の牒状に対し返牒を得なかつたから、今回こそは直ちに帝都に入つて自ら国書を上らうといふのであつたが、我が官憲に拒まれ、十余遍の押問答を重ねた末、遂に良弼は国書を手放さず、特に書写せしめた副本を提出し⁽⁴⁾」たとしている。しかしながら、この文書自体がどのような性格のものであつたか、また、誰を宛所とするものかについては触れられてこなかつた。

ところが、近年新しい解釈が提示されている。禅宗史の分野からは、当時京都の東福寺にいた円爾に宛てたものとし、大宰府の武藤氏に止めを受けた趙良弼が京都に国書を届けることができない窮状を円爾

に訴え、幕府や朝廷への仲介を求めたとする。⁽⁵⁾一方、東洋史の分野からは、趙良弼の活動について精緻な検討を加え、この文書についても趙良弼が国書の写しを日本側に渡す際に添付した文書という指摘がなされている。⁽⁶⁾これらの研究はお互いの成果に触れることがなく、そのため、趙良弼書状の性格についても両説どちらが正しいか検証されずに今日に至つている。

本稿では、まず新しく出されたこれらの説を検証し、文書の性格を確定したい。その上で、この文書にみえる武藤氏の活動について若干の考察を加えたい。

一 文書の翻刻

西尾賢隆氏・山本光朗氏とともに、この文書について『鎌倉遺文』を底本とし、『鄰交徵書⁽⁷⁾』で校訂されている。趙良弼書状は東福寺文書に入っているが、『大日本古文書家わけ二十 東福寺文書』（既刊五巻）には収録されていない。『鎌倉遺文』は文字の符合より山田安栄編『伏敵編』（一八九一年）四九頁のものを採録したのではないかと推測する（ただし若干の文字の異同がある）。しかし、実はこの文書については戦前に影印が刊行されている。『國威宣揚元寇展図録⁽⁸⁾』がそれで、『太宰府市史中世資料編』では、この影印によつて校訂を行つた。ま

た、影印を『同通史編Ⅱ』九〇頁に転載した。なお、当該文書は東京大学史料編纂所所蔵影写本『東福寺文書』(三〇七一・六二一—三三)一、七〇丁にも収録されている。いま、煩を厭わず全文を左に掲載する。

翻刻には常用漢字を使用し、適宜返り点・読点を加え、平出・改行も原本にならつた。

【翻刻】

大蒙古國皇帝差來国信使趙良弼、欽奉

皇帝聖旨、奉

日本國「請レ和、於九月十九日」、「到_二大宰府」、「有_二守護所_(少)小武殿」、「阻隔不_レ令_レ到_レ京、又十余遍、堅執索_二要國書」、「欲_二差_レ人特上_二」

国王并

大將軍廸_一者、良弼本欲_二付与_一、縁_二

皇帝聖訓_一、直至_二見_一

国王并

大將軍_二時上_一、親手分付、若与_二于別人_一授受、即當_レ斬_レ汝、所_二以不_レ分_一付守護所_(少)小武殿_一、先以_二將者_一國書副本、並無_二一字差別_一、如有_二一字冒書_一、本身万断、死_二於此地_一、不_レ帰_二鄉國_一、良弼所_レ賚御寶書、直候_二見_一

国王并

大將軍_二時上_一、親自分付、若使_二人強取_一、即當_レ自_二刎於此_一、伏乞_二照鑒_一、

至元八年九月廿五日 陝西四州宣撫使小中大夫秘書監國信使趙良弼₍₁₀₎

(傍点筆者)

なお、『元寇展図錄』解説には「豎一尺二分 橫一尺五寸七分」との法量が記されており、それによると、およそタテ三〇・九cm×ヨコ四七・六cmとなる。また、文書の中央に「**普門院**」と記される印が捺されており、この文書が東福寺塔頭普門院に伝来していたことを推

察させる。⁽¹¹⁾ この翻刻をふまえて、節をあらためて円爾宛説について検討したい。

二 円爾宛説の根拠

円爾（聖一国師）は、聖一派の派祖で、仁治二（一二四二）年に南宋より帰国後、大宰府崇福寺の開堂式を行い、翌年には謝国明に請ぜられて博多承天寺の開山となつた禅僧である。のちには九条道家の外護を受け、京都東福寺の開山ともなつた。武藤氏とも関係が深く、朝廷や幕府からの信頼も厚い人物である。

また、円爾宛説では円爾と趙良弼との間を仲介した人物として南浦紹明を想定している。南浦紹明（大應国師）は大應派の派祖で、円爾と同郷の禪僧である。文永五（一二六八）年に南宋より帰国後、鎌倉に滞在したが、文永七年には筑前へ下向し、文永八年当時は早良興徳寺（現福岡市西区姪浜）の住持を勤めていた。その後、文永九年十二月二十五日に大宰府崇福寺に入院し、三十三年を過ごしたという。そもそも、南浦紹明が筑前に下向し興徳寺・崇福寺に入寺した背景には、幕府（北条氏・武藤氏）の意志がはたらき、外交上の知識を期待されていたとする説もあり、武藤氏とも関係が深く、武藤資能が死去した際、丁重な詩文を残していることが指摘されている。⁽¹⁴⁾ また、日本に到来した趙良弼とは詩を読み交わしたことが知られている。⁽¹⁵⁾ つまり、禅宗を媒介として趙良弼・南浦紹明・円爾のラインでこの文書が東福寺にもたらされたというのである。

しかしながら、そのように解釈する根拠については、右記の三者の関係性、いわば状況証拠を示すのみで、特に示されていない。円爾宛

とする根拠として考えられるのは、おおむね以下の二点ではないか。

第一にこの文書が東福寺に伝来したこと、第二に東福寺に残る伝承として円爾宛とするものがあること、第三に從来用いられている「鎌倉遺文」所収のものは校訂が悪く、他の史料から文字の誤りが指摘でき、その誤りを正した場合、武藤氏が国書「副本」⁽¹⁶⁾を持ち去った後、この文書が書かれたと解釈できることである。

三 円爾宛説の検討

まず、第三の根拠について検討する。この点について、西尾氏は『鄰交徵書』により文字の誤りを修正することが可能として、「先以將者國書副本」（傍点部）とある部分の「者」を『鄰交徵書』により「去」と訂正し、「先に以て國書副本を將ち去る」と読んでおり、この文書が書かれたのが国書の写しを作成して、それを武藤氏が持ち去った後のことを考えておられるようである。

この箇所の「者」字は、影印により字形だけをみると「去」とも読めるが、「者」と読んだ方がよいように見える。また、六行目の「大將軍処者」の箇所の「者」と字の形が全く等しく、どちらかを別字に読むことは困難である。六行目を「去」と読んでは意味が通じないので、やはりここはどちらも「者」と読むべきであろう。

次に第一の根拠について検討するために、この文書が正文か否かについて検討したい。もし、仮にこの趙良弼書状が正文であつたなら、伝來から考えて確かに当時東福寺住持であつた円爾宛ということとも考え得るからである。

山本氏は差出書に記された趙良弼の官職について、本来「陝西四川、

（傍点筆者、以下同）」宣撫使であり、そうした知識を持たない筆写者が誤つて写した結果が「使西四州」（『鎌倉遺文』）となつてあらわれたとする。しかし、山本氏は原本を使用していないのでこの点未確定であった。実際「使」は『鎌倉遺文』の誤りであり、影印では正しく「陝」とする。ところが、「州」は影印でみても明らかに「州」となっている。山本氏は『元朝名臣事略』「野斎李公撰墓碑」に「陝西四川宣撫使」とあることを根拠に「陝西四川」が正しいとしている。これ以外にも、同じく山本氏が紹介した趙良弼撰「默庵記」⁽¹⁹⁾にも「陝西四川等路宣撫使趙公」、また、太田彌一郎氏が紹介した石刻史料「贊皇復縣記」⁽²⁰⁾にも「陝西四川宣撫使趙公良弼輔之」と見え、発給者本人が自らの官職を誤つて記すことは考えがたいので、やはり山本氏の指摘通り、これは写しとみるべきであろう。

写しであるなら、例えば、『異国出契』所収の七通の外交文書は興福寺一條院門主本を書写したものであるし、このうち至元三（一二六六）年蒙古国書や同四年高麗国王啓・同五年潘阜啓の三通は、後鳥羽院御八講の際東大寺の宗性が寄宿先の法性称願房房主の本を書写した別本も残る。また、大德三（一二九九）年大元皇帝致書は称名寺劔阿が書写したものが金沢文庫に所蔵される。このように外交文書の写しが寺社に残つていることは何ら特別なことではない。従つて東福寺に伝來していることを根拠とすることはできます。

最後に、二つ目の根拠について検討する。ここで根拠と考えられるのは、『鄰交調書』四六頁にある「此書、寺僧伝云、所贈聖一也」との記述であろう。「寺僧伝」という文言より、『鄰交調書』が編纂された江戸時代後期に、東福寺内でこの書状が円爾に贈られたものとする伝承があつたことが分かる。

書状全体の内容について、山本氏は「前半で国書を渡せない理由を記すと共に、後半では国書の録本が一字一句原本と相異するところが無く、もしあればこの地で死しても文句は無い」と記している。従うべき理解である。趙良弼が国書を京都に持参したいと主張したのに対して、武藤氏は蛮夷のものが入京する前例はなく牒状の内容を承りたいとして対立し、妥協案として趙良弼は国書そのものは渡せないため写しを作成して提出したのである。⁽²⁷⁾ 趵良弼書状は「副本」が一字一句誤りがないこと、および正文はみずから日本国王に手渡しすることを述べたところに主眼があり、円爾宛説が言うところの文書の宛所の人への仲介の期待とまでは読みとることができない。したがって、本文書の性格としては山本氏が「本文書が、筆写された録本と国書正本とが一字一句相異しないことを誓約するため書かれたもので、趙良弼が国書録本を日本側に渡す際に同時に添付した文書（の写し）」とする説を支持する。

参考までに、全文の解釈を掲げておく。読み下しは『太宰府市史中世資料編』二六三頁を参照されたい。

【解釈】

大蒙古國皇帝（フビライ）が遣わした国信使趙良弼は、つつしんで皇帝のご命令をうけたまわり、日本国に奉使して和を請うところです。（私は）九月十九日に大宰府に到着しました。（大宰府には）守護所少式殿（資能）がいました。（私がみずから直接京都に行きたいというのを資能は）遠くへだてて京都に到らせませんでした。また、十数回、（資能は）固執して（皇帝から私が給うところの）国書を探し手に入れようとした。（もし私が）使者を遣わして日本国王ならびに将軍のところに国書をたてまつろ

うと考えているならば、私はもとより（資能に国書を）渡そうとしたでしよう。（しかし、）皇帝のご命令によれば、「直接日本国王ならびに将軍に会見した時に至つて、みずから（国書を日本国王・将軍に）渡しなさい、もし、別人に渡して国書を授受したならば、即刻おまえを斬るだろう」とのことでした。これが守護所少式殿（資能）に（国書を）渡さなかつた理由です。国書との副本は一字の違いもありません。もし、一字でも写し誤りがあるならば、私はこの身を断つてこの地において死に、郷国へは帰りません。私が給うところの国書（正文）は直接日本国王ならびに将軍と会見し、みずからお渡しいたします。⁽²⁸⁾ もし、人に無理に（国書の正文を）奪い取らせるならば、即刻ここで自害いたします。伏して（日本国王ならびに将軍が）照覧されることを願います。

四 武藤氏の活動

元使趙良弼に対する武藤氏の活動は、①趙良弼が自ら上洛しようとしたのを止め、②十数回に及び国書を入手しようとした、③趙良弼が妥協案として作成した国書「副本」を幕府に伝達する、というものであつた。これは武藤氏が旧来の大宰府の外交機能を受け継ぎ、外交の最前线に位置していたことを示す。そして武藤氏は文永五（一二六八）年からはじまるモンゴルの通交要求に対する交渉において、常に幕府へ情報を伝達した。

『对外関係史総合年表』文永六年【日本】九月二十四日条では、「大宰府、太政官に解状を捧げ、蒙古・高麗の牒状を伝達。」との項目を掲げる。これは菅原長成が起草した文永七年正月日付太政官牒の「牒、

「得太宰府去年九月二十四日解状」という文言によるものと思われる。しかしながら、同じく長成が起草した同年二月日付の大宰府守護所牒では、蒙古・高麗の牒状はまず幕府に伝達され、その後朝廷に報告されたと記されており、大宰府在庁官人等解が京都の大府（權帥あるいは大式）に提出されるという通常の大宰府→朝廷のルートの伝達はなかつたと推測される。

なお、鎌倉へ伝達する前に使者が京都に寄つて六波羅に情報を伝達することはあつたようである。文永五年正月一日に来日した高麗使潘阜がもたらした牒状は、以下のような伝達経路をたどつたといふ。

自蒙古国状、筑前國大宰府^{〔既あるか〕}、彼狀豊前之新左衛門尉經資請

取、大田次郎左衛門長盛并伊勢法橋一人^ヲ以被進六波羅、彼使者^ヲ以被進関東、自鎌倉佐々木對馬守氏信・伊勢入道行願二人^ヲ以被進公家、於仙洞菅宰相長成卿被召被讒條狀也、

この史料によれば、大宰府から派遣された使者は、まず六波羅へ、その後鎌倉へ伝達し、その上で幕府から朝廷へ正式な使者が派遣されたことになる。幕府に使者が到来したのは閏正月八日、幕府からの使者は二月六日に入洛し、同七日関東申次の西園寺実氏邸に到着している。『深心院關白記』閏正月十一日条から、正式に幕府使者が到来する一ヶ月ほど前にすでに京都へ情報が伝わっていたことが確認できるが、大宰府からの使者が鎌倉に行く途中に京都に立ち寄るのであれば、疑問は生じない。なお、この場合でもあくまで情報は六波羅に伝達されるのであり、決して大府（この時は權帥藤原經俊）に伝えられたのではないことは注意しておきたい。

海津一郎氏は武藤氏の活動について「日本は、外交の窓口が九州大宰府だったこともあって、武家政権である幕府が外交の事実上の主導権を得た。」とするが、やや違和感を禁じ得ない。なぜなら、武藤氏は幕府方の鎮西奉行、九州の各國守護（筑前・筑後・肥前・豊前・壹岐・対馬）であると同時に、朝廷方の大宰少弐、執行でもあつたからである。鎌倉時代における大宰府から朝廷への伝達経路については、釈迦堂光浩氏によると（大宰府在庁官人→）大府（權帥あるいは大式）→大夫史→大弁→撰閥（内覽）→職事→（奏聞）→担当少卿（へ宣下）というルートをたどるという。この大宰府→大府のラインは鎌倉後期まで間違いなく存続している。^{〔38〕}しかしながら、なぜ外交の局面では常に武藤氏は幕府方として活動し、朝廷もそれを認めているのであろうか。

嘉禄三（一二二七）年に武藤資頼が高麗沿岸に侵寇した対馬島人を斬首するという事件がおきていて^{〔39〕}、嘉禄二年六月の対馬島人の高麗侵寇について同三年二月に高麗が牒状を送つてきたところ、上奏も経ず高麗使の前で九十人の賊徒の首を切り、修好を望む内容の返牒まで送つたという。『民經記』の記主藤原經光はこの前例のない資頼の行為について、府官（ここでは資頼のこと）が牒状を開封してこれを見、返牒まで送つたことを聞いて、奇怪なことだと日記に記している。^{〔40〕}つまり、この時点までは外交問題については府官が朝廷へ上奏することは当然のことと認識されていたことが確認できよう。

一方、この資頼の行動について幕府の関与は認められない。また発覚後もこの件について幕府の対応が見られる資料はない。幕府はこの資頼の行動を黙認したとされる。しかしながら、たとえそうだとしても武藤氏の独断をそのまま放置しておくことは幕府にはできなかつたであろう。資頼が修好を望んだことから分かるように、その行動が貿易への興味によるものであるならば、なおさらである。

嘉禄三年から文永五年に至るある時点で、幕府と朝廷は外交問題の情報伝達の方法について何らかの意志疎通を図つたのではないか。でなければ、何かまた武藤氏が独断で行動するかもしないという恐れを抱くであろう。また、文永五年以後の外交交渉における大府を経由しない情報伝達について朝廷も問題視するだろうと思われるのである⁽⁴⁵⁾。

なお、武藤氏は趙良弼書状の中では「守護所」と表現されている。これ以外の海外史料の中でも「守護所」と記述する例が散見される。⁽⁴⁶⁾

これは従来の朝廷方の機関「大宰府」とは異なる機関だという認識が、交渉の過程で他国にも浸透した結果かもしだれない。また、文永六年の大宰府守護所牒は、朝廷で起草されたにも関わらず「守護所」となっている。直接的には高麗國慶尚晋安東道按擦使が出した牒状が日本国大宰府守護所宛であったことによろうが、武藤氏が外交の局面において幕府方として活動することを、朝廷が追認したことを示すものと評価できるかもしだれない。

おわりに

本稿では『太宰府市史中世資料編』編集の成果を受けて、趙良弼書状の翻刻と解釈を行い、さらに当該文書が円爾宛とする説について再検討した。また、この文書等に見られる武藤氏が果たした外交機能について、これが朝廷方でなく幕府方の活動であることを確認し、その理由について若干の考察を行つた。

鎌倉時代の武藤氏は、朝廷方と幕府方の属性をもつ非常に特異な存在である。執行職・大宰少式職・守護職はそれぞれ在任期間が

異なつており、それぞれで果たした機能も鎌倉期を通じて存続している⁽⁴⁸⁾。また武藤氏を鎮西奉行とみなすか否かについても議論のあるところである。⁽⁴⁹⁾

このように武藤氏の活動は複雑で、それぞれの活動をいかなる職掌によるものか峻別することは困難であり、研究史でも必ずしも一定していらない。『太宰府市史中世資料編』所収「少式氏発給文書目録」の作成により武藤氏研究の下地はかなり進展した。今後も武藤氏の活動について研究を進めたい。

註

(1) なお、一度目は文永九年正月、二度目は同十年三月に高麗の都開京に帰っている。池内宏『元寇の新研究』(東洋文庫、一九三一年)一〇二~一〇八頁、山本光明『元使趙良弼について』(『史流』四〇、二〇〇一年)二六~四三頁、「对外關係史総合年表」(吉川弘文館、一九九九年)。池内氏は再来日の「五月」を「四月」の誤りと推定するが、山本氏の指摘するように五月でよいであろう。

(2) 『鎌倉遺文』一四一一〇八八四。

(3) 二六二一頁。本多美穂氏執筆。

(4) 前掲註(1)池内著書一〇三頁。直接この文書の内容として記しているわけではないが、注でこの文書を引用している。

(5) 上田純一「博多の禅寺・禅僧から見た日元交流」(同『九州中世禪宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年、初出は一九九四年)六七頁、西尾賢隆「モンゴル襲来前夜の日元交渉の一面—趙良弼と大応」(同『中世の日中交流と禪宗』吉川弘文館、一九九九年、初出も同年)三九頁、伊藤幸司「蒙古襲来をめぐる円爾と南浦紹明」(『都府樓』三三、二〇〇一年)一〇〇頁。なお、荻須純道「南浦紹明の日本禪宗史上の地位」(同『日本中世禪宗史』木耳社、一九六五年)二一七頁も同様の理解を示す。

(6) 前掲註(1)山本論文三五頁。

(7) 『鄰交徵書(全)』(国書刊行会、一九七五年)四五頁。「鄰交徵書」は豊前の

儒者伊藤松が日中を往来した僧侶学者の詩文や帝王の国書を天保九（一八三八）年～十一年に編纂した史料集（杉山一郎「鄰交徵書解説」）。

（8）『國威宣揚元寇展図録』（大阪市役所、一九三八年）。これは、同年五月十日から六月十日まで大阪城天守閣で開催された「元寇展」の図録で、解説および別冊の「國威宣揚元寇展目録」を付している（川添昭二「蒙古襲来研究史論」雄山閣、一九七七年、二二一頁）。

（9）この校訂注は『太宰府市史中世資料編』二六三頁では入っていないが、筆者が新たに付した。この点後述。

（10）この文書の翻刻は、「鎌倉遺文」以外、気付いた範囲では以下のものがある。武谷水城「少式の五資と其墳墓」（筑紫史談）八、一九一六年）一九頁、前掲註（1）池内著書一〇三頁、『東福寺誌』（思文閣出版復刻、一九七九年、初版一九三〇年）一一三頁、『太宰府・太宰府天満宮史料』八（太宰府天満宮、一九七二年）一七〇頁は「伏敵編」あるいは「鄰交徵書」よりの採録。「古事類苑外交部」（吉川弘文館復刻、一九八三年、初版一九〇三年）九〇六頁、「大日本史料稿本」文永八年十月二十三日条（東京大学史料編纂所HP）、『國威宣揚元寇展目録』（大阪市、一九三八年）六二頁は原本からの採録と考えられるが、いずれも文字の読み誤りがある。

（11）この「普門院」の印は東京大学史料編纂所架蔵影写本はない。

（12）『太宰府市史中世資料編』二六六頁では、文永八年この年条として「南浦紹明、太宰府崇福寺に住す。」との綱文を載せる（上田純一氏執筆）。これは、「円通大應國師塔銘」（『大正新修大藏經』八〇所收）の「又明年（文永八年）、移太宰府之崇福、居三十三年、參徒日盛」という記述によるものである。しかし、「円通大應國師語錄」上（同）八〇所收の「太宰府万年崇福禪寺語錄」には「師（南浦紹明）於文永九年臘月二十五日入院」とある。南浦は嘉元三（一二三〇五）年京都万寿寺に入院しており、これは文永九年から数えて三十三年後に当たる。

また、「円通大應國師語錄」上の「円通大應國師初住筑州早良縣興徳禪寺語錄」の末尾に収録される詩文には「今朝六月」とあり、編年で編集されていることから、これが文永九年と比定でき、少なくとも同年六月までは興徳寺に住していたと思われる。従って、崇福寺入院は文永九年十二月とみた方がよい。

（13）川添昭二「鎌倉時代の対外関係と文物の移入」（同『日蓮とその時代』山喜

房伝書林、一九九九年、初出は一九七五年）七八頁、荒木見悟『日本の禅語録

三 大應』（講談社、一九七八年）五九頁、前掲註（5）伊藤論文一八頁。

（14）川添昭二「鎌倉中期の対外関係と博多—承天寺の開創と博多綱首謝国明」（『九州史学』八八・八九・九〇合併号、一九八七年）一四一頁、前掲註（5）伊藤論文一八頁。『圓通大應國師語錄』下「小仏事」項所収「太宰府都督少卿禪門秉火」。

（15）『圓通大應國師語錄』下「偈頌」項所収「和蒙古国信使遣（趙）宣撫韻」と題する二首。この趙良弼と南浦紹明との詩の交歎については、趙良弼の一度目の来日時で興徳寺住持の時期とする説（横井聖山訓註『大應國師語錄』其中堂、一九五七年、三三三頁、前掲註（5）上田論文六七頁、前掲註（5）伊藤論文一九頁）、二度目の来日時で崇福寺住持の時期とする説（『國訳禪宗叢書』一輯二卷一七二頁、前掲註（5）荻須論文二一七頁、前掲註（13）荒木著書六〇頁、前掲註（5）西尾論文三六頁、前掲註（1）山本論文四二頁）、の二説がある。しかし、詩文の内容からだけでは、いずれの時のものかは判じがたい。また、趙良弼の滞在場所として村井草介氏は、趙良弼の滞在したのは博多の警固所とする（同『東アジア往還—漢詩と外交』—朝日新聞社、一九九五年、二五頁）。しかし、文永六年に金有成とともに来日した高麗使高柔は、滞在時に安樂寺に毛冠を献じ詩を讀んでおり（『閑東評定伝』文永六年九月条）、この記述から『太宰府市史中世資料編』一二五六頁では使者は太宰府に滞在したと推測する（本多美穂氏執筆）。趙良弼は九月十九日に今津に着いた後（『五代帝王物語』）、同日太宰府に入っている（趙良弼書状）と考えられるところからも、滞在場所は太宰府とみた方が自然か。

（16）前掲註（5）西尾論文三九頁の読み下しで、特に「將者」を『鄰交徵書』により「將去」に改む」と記されているところから判断した。

（17）『鄰交徵書』では両者とも「去」と讀んでおり、読みの正否はともかく、同じ字であると解釈している。

（18）前掲註（1）山本論文三四頁。

（19）山本光朗「趙良弼撰『默庵記』について」（『史流』四一、二〇〇四年）。

（20）太田彌一郎「石刻史料『贊皇復県記』にみえる南宋密使瓊林について—元使趙良弼との邂逅—」（『東北大学東洋史論集』六、一九九五年）。北京図書館金石組

編『北京図書館藏中國歴代石刻拓本匯編』第四八冊（中州古籍出版社、一九九〇年）所収。ただし、太田氏は趙良弼のことを「陝西四州宣撫使（傍点筆者）」としている（同論文三七五頁）。

(21) 本書所収荒木論文四頁。

(22) 宗性筆『調伏異朝怨敵抄』。また、この蒙古国書は鎌倉後期石清水八幡宮の社僧の作とされる『八幡愚童訓』甲本にも引用されている。

(23) 『國威宣揚元寇展目録』解説一九頁。なお、この写には「大徳元年」と記される。

(24) 佐伯弘次氏はこれらの文書の写しが旧仏教系の寺院に多く残ることについて、異国降伏の必要によるモンゴル・高麗情報への関心があつたからと推測する（同『日本の中世9 モンゴル襲来の衝撃』中央公論新社、二〇〇三年）六〇頁。

(25) 『鄰交徵書』の註をうけて、『元寇紀略』乾（嘉永六・一八五三年版）にも「寺僧相伝云、此書所贈聖一」との記述があり、これが『東福寺誌』一二三頁、「伏敵編」五一頁に引用されている。

(26) 前掲註(1)山本論文三四頁。なお、山本氏はこの趙良弼の交渉相手を武藤経資とする（前掲註(1)山本論文三三二頁他）。しかし、文永十年十一月十六日時点での筑前・豊前・肥前・対馬・壱岐各國の守護は武藤資能である（川添昭二『鎌倉時代の筑前守護』同『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九七一年、九頁「武藤資能の守護管國」表参照）。「吉統記」文永八年十月二十四日条に「少卿」と見え、當時資能は出家しているので気になる点は残るが、やはり、當時「守護所」と表現されるのは、資能であろうと考える。

(27) 実際に国書副本は武藤氏から幕府へ伝えられ、それが同年十月二十三日朝廷へ伝えられた。『吉統記』文永八年十月二十三・二十四日条（『太宰府市史中世資料編』二六四頁）。「元史」趙良弼伝、『元朝名臣事略』、『五代帝王物語』、『閩東評定伝』文永八年十月条などにも関連する記述がある。前掲註(1)山本論文二八（三三二頁参照）。なお、尊經閣文庫蔵『異国牒状記』（『大日本史料』六一世資料編）二六四頁には、その後趙良弼へ牒状正文の提出を求める内容の旨意が朝廷より大宰府へ下され、趙良弼は正文を提出した、と記す。「異国牒状記」については、和田英松「異国牒状事」（史学会編『弘安文祿征戰偉績』富山房、一九〇五年）所収。ただし、太田氏は趙良弼のことを「陝西四州宣撫使（傍点筆者）」としている（同論文三七五頁）。

年）、高橋公明「外交文書を異国牒状と呼ぶこと」（『文学』六一六、二〇〇五年）六九頁参照。

(28) 前掲註(1)山本論文三五頁。なお、山本氏は『東福寺誌』の本文書の注の「其の文書、元と三通あり、今、東福寺宝庫に秘藏す」という文言に着目し、国書自体の副本の写などの存在の可能性を指摘する（同論文三五頁）。残念ながら市史編さん時には調査できなかつた。今後の調査に期待したい。

(29) 『太宰府市史中世資料編』二六四頁の注釈では「(6)御宝書 蒙古の国書。ここでは趙良弼が作成した案文。」とするが、ここは、蒙古国書の正文と考えるべきであろう。

(30) 『太宰府市史中世資料編』二六四頁の読み下しでは「親しくみずから分かち付けよ」と読んでいるが、解釈からこそは「親しくみずから分かち付けん」とした方がよいと考える。

(31) 『太宰府市史中世資料編』二五六頁（本多美穂氏執筆）。

(32) 身延文庫蔵『金剛集』第十二「雜錄」。翻刻は坂井法暉「日蓮の对外認識を伝える新出資料—安房妙本寺本『日本図』とその周辺—」（『金沢文庫研究』三一、二〇〇三年）による。新井孝重氏は「師守記」貞治六（一三六七）年五月九日条の「自高麗有牒狀筑紫少卿入道（資能）以飛脚進牒狀於關東云々」との記事から、あるいは実際に応対して請け取つたのは経資であつたかもしれないしながらも、太宰府の外交事務の責任から使者に面謁したのは資能であるとする（同『戦争の日本史7 蒙古襲来』吉川弘文館、二〇〇七年、八〇一頁）。確かにこの大事件に際し経験の少ない経資（當時四十才か）が単独で外交事務の責を果たしたとは考えづらく、また「豊前之新左衛門尉」の呼称も推定年齢から疑問が残り、單なる人名の誤記かとも考え得る。ただ、當時太宰少弐はおらず（資能は文永元年六月以前に出家）、執行職は文永三年十月以前に息子の経資に譲られていると考えられる（『太宰府市史中世資料編』所収「少弐氏発給文書目録」）。つまり、朝廷方の機関「太宰府」の当時の最高責任者は執行職についていた経資であつたので、牒状の受け取りを経資が行つたとする記述もあながち否定できない。ただし、鎌倉幕府に伝達した主体は、いまだ各国守護職を有していた資能であろう。

(33) 『師守記』貞治六（一三六七）年五月九日条。「一代要記」は閏正月五日と

する（「太宰府市史中世資料編」二五一頁）。

(34) 「師守記」貞治六（一三六七）年五月九日条。

(35) 文永六年二月十六日に対馬に到来した蒙古使黒的・殷弘らの情報も太宰府から六波羅に届いたようである。『帝王編年記』文永六年三月七日条。

(36) 海津一朗「蒙古襲来—対外戦争の社会史—」（吉川弘文館、一九九八年）一九頁。

(37) 桑迦堂光浩「大府と宰府—鎌倉時代の大宰権帥と大宰大弐を中心にして—」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究 I 鎌倉時代の政治と経済』東京堂出版、一九九九年）七二頁。

(38) 例えば、延慶二（一三〇九）年正月二十一日におこった宇佐宮の火事について、同年正月日付の八幡宇佐宮寺牒（『鎌倉遺文』三一一三五七五）を受けた大宰府の執行である武藤貞経らが署判する（年月日未詳）大宰府在庁官人等解（『同』三一一三五七六）が提出され、さらに二月三日付で大宰大弐藤原雅俊の挙状（『同』三一一三五七七）が出されている。

(39) 『太宰府市史中世資料編』二〇八頁（本多美穂氏執筆）。

(40) 「吾妻鏡脱漏」嘉禄三年五月十四日条、「百練抄」嘉禄三年七月二十一日条、『高麗史』高宗十四年五月乙丑（十七日）条。この資頼の行動について、李領氏は①同年四月の悪党鎮圧令に従つた、②日宋貿易の担い手であり、現地の責任者として航路の安全確保のために高麗との親善関係を維持する必要があった、③「進奉貿易」を復活し、高麗との貿易の拡大を願つた、と述べる。「中世前期の日本と高麗—進奉関係を中心として—」（同『倭寇と日麗関係史』東京大学出版会、一九九九年、初出は一九九五年）六五・六九頁。

(41) 『民経記』嘉禄三年五月十五日条。

(42) この高麗牒状は写しを閑白九条家實に送り、正文を幕府に送つた（『民経記』嘉禄三年五月十五日条）。それぞれ、五月一日（『民経記』同日状）と同十四日（『吾妻鏡脱漏』同日状）に到来している。この限りにおいて、正文と写しの違いはあるが、資頼は朝廷にも幕府にも同等に対応している。

(43) 田中健夫「中世対外関係史」（東京大学出版会、一九七五年）三九頁。

(44) 他にも『高麗史』元宗四（一二六三）年六月条からは、武藤資能が宋に派遣した商船の存在が確認でき（『太宰府市史中世資料編』二三三頁）、武藤氏の

貿易への志向性がうかがえる。

(45) 「異国牒状記」に見える天福二（一二三四）年の返牒問題に関するの朝廷が返牒を作成し清書までしたにもかかわらず幕府がそれを止めた、あるいは、延応二（一二四〇）年の返牒問題に関しての将軍が牒を出すのがよい、あるいは幕府の命によつて武藤氏の状等を遣わすのがよい、などの記述は、幕府・朝廷の外交問題への態度を知る上で興味深い。幕府は嘉禄三年の事件を契機としてインに対応させることで、自らは知らないとして責任逃れをする方針へと転じたのではないか。李氏もこの史料を用いて延応二年の事例で朝廷が公的対応を避けた「内々の事」として処理しようとしていた点に着目している（前掲註（40）李論文六二頁）。

(46) 『元史』外夷伝至元九年二月条ほか。

(47) この点について、荒木和憲氏は宛所が「大宰府」であった可能性も指摘する。本書所収荒木論文八頁。

(48) 柴坂直純「鎮西における鎌倉幕府の寺社造営について—宇佐八幡宮造営奉行人の分析を中心として—」（『中央大学大学院論究』一九一—一九八七年）八三頁。また、『太宰府市史中世資料編』所収「少弐氏発給文書目録」も参照のこと。

(49) 鎮西奉行についての研究史については、本多美穂「鎌倉時代の大宰府と少弐氏」（九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）を参照。

〔付記〕本稿は『太宰府市史中世資料編』および『太宰府市史通史編II』編集過程で行った調査・検討・協議などの成果をもとに執筆した。佐伯弘次先生・川添昭二先生・伊藤幸司氏には貴重なご教示を賜つた。付して謝意を表する。

（すじやく・しんじょう 太宰府市市史資料室嘱託）